

技術及びこれに関する研究開発の成果、生産方法その他の事業活動に有用な情報の漏えいを防止するために必要な措置に関する基準の改正

- TICSは2018年9月の施行から6年が経過し、その間、テレワークの普及、サイバー犯罪の高度化、雇用の流動化など社会情勢も変化。
- これまでの基準は「複雑で難解」「最低限何を満たせばよいのか分かりにくい」など、認証機関や事業者から改善を求める声が上がっていた。
- そのため、以下の方針で認証を取得するための基準告示を改正することに。
 - 企業が具体的に取り組む内容をわかりやすくする
 - 業界団体の問題意識やニーズを踏まえ、自工会/部工会ガイドラインのレベル1の項目をカバー
 - 経済社会環境の変化に対応するために、ISO27001の「検知・対応」に関する項目を取り入れる
 - 現下のセキュリティに関する状況にそぐわない数値要件を削除する

★追加された項目の例

事故発生時の対応（ISOの「検知・対応」）、情報の機密区分の設定、社内教育の実施、外部情報システムの利用のルール、取引先との協力、情報システムの継続性の確保

★削除された項目の例

保管容器の仕様（材質、厚さ、耐火性等）、鍵の仕様（回転盤の目盛りの数等）、立入制限区域の施設の仕様（金網の設置、鉄格子の仕様、壁の厚さ・高さ等）、シュレッダーの仕様（細断の細かさ等）

令和6年8月16日 公布・施行（実施の方法、促進の指針についても一部改正）

○技術等情報漏えい防止措置の実施の促進に関する指針の一部を改正する告示 新旧

<p>改正後</p>	<p>技術等情報漏えい防止措置の実施の促進に関する指針</p> <p>第1 技術等情報漏えい防止措置の実施の促進に関する基本的な方向</p> <p>事業者にとっての競争力の源泉となる技術等情報（技術及びこれに関する研究開発の成果、生産方法その他の事業活動に有用な情報をいう。以下同じ。）が、サイバー攻撃や人を介し</p>
<p>改正前</p>	<p>技術等情報漏えい防止措置の実施の促進に関する指針</p> <p>第1 技術等情報漏えい防止措置の実施の促進に関する基本的な方向</p> <p>事業者にとっての競争力の源泉となる技術等情報（技術及びこれに関する研究開発の成果、生産方法その他の事業活動に有用な情報をいう。以下同じ。）が、サイバー攻撃や人を介し</p>

て事業者の外に流出するような事態が散見される中で、こうした事態の発生は、当該事業者の競争力そのものを損なうことのみならず、サプライチェーンの安定性に影響を及ぼすとともに、当該事業者に対する外部からの信用を毀損し、共同研究等オープンイノベーションに取り組む際の課題の一つとなっている。

そのため、技術等情報の適切な管理が我が国の産業競争力の維持及び強化の点から重要であることや、様々なデータの流通が国内外で本格化する中でそのセキュリティを確保することが求められること等を踏まえ、事業者は、自らの有する経営資源や置かれている経営環境等に鑑

て事業者の外に流出するような事態が散見される中で、こうした事態の発生は、当該事業者の競争力そのものを損なうことのみならず、サプライチェーンの安定性に影響を及ぼすとともに、当該事業者に対する外部からの信用を毀損し、共同研究等オープンイノベーションに取り組む際の課題の一つとなっている。

そのため、技術等情報の適切な管理が我が国の産業競争力の維持及び強化の点から重要であることや、様々なデータの流通が国内外で本格化する中でそのセキュリティを確保することが求められること等を踏まえ、事業者は、自らの有する経営資源や置かれている経営環境等に鑑

み、確実に守るべき技術等情報を見極めた上で、産業競争力強化法（以下「法」という。）第 二条第二十三項に規定する技術等情報漏えい防止措置の実施、政府全体で推進するデータの適切な保護及び流通の仕組みにあわせた対策等を実施していくことが重要である。特に、事業者が、自らが実施する技術等情報漏えい防止措置が同条第二十四項第一号の技術等情報の漏えいを防止するために必要なものとして技術及びこれに関する研究開発の成果、生産方法その他の事業活動に有用な情報の漏えいを防止するために必要な措置に関する基準（令和六年内閣府、

総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農

み、確実に守るべき技術等情報を見極めた上で、産業競争力強化法（以下「法」という。）第 二条第二十三項に規定する技術等情報漏えい防止措置の実施、政府全体で推進するデータの適切な保護及び流通の仕組みにあわせた対策等を実施していくことが重要である。特に、事業者が、自らが実施する技術等情報漏えい防止措置が同条第二十四項第一号の技術等情報の漏えいを防止するために必要なものとして技術及びこれに関する研究開発の成果、生産方法その他の事業活動に有用な情報の漏えいを防止するために必要な措置に関する基準（平成三十年内閣府

、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、

林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号。以下「技術等情報漏えい防止措置基準」という。）に適合している旨の認証を、第六十八条第一項の規定に基づく認定を受けた者（以下「認定技術等情報漏えい防止措置認証機関」という。）から取得しようとする場合には、必要に応じて当該認定技術等情報漏えい防止措置認証機関からの指導及び助言も受けつつ、確実に守るべき技術等情報を見極めることが重要である。

こうした状況も踏まえ、主務省は、政府全体で推進するデータの適切な保護や流通の仕組みの検討等に即して、技術等情報漏えい防止措置

農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第三号。以下「技術等情報漏えい防止措置基準」という。）に適合している旨の認証を、第六十八条第一項の規定に基づく認定を受けた者（以下「認定技術等情報漏えい防止措置認証機関」という。）から取得しようとする場合には、必要に応じて当該認定技術等情報漏えい防止措置認証機関からの指導及び助言も受けつつ、確実に守るべき技術等情報を見極めることが重要である。

こうした状況も踏まえ、主務省は、政府全体で推進するデータの適切な保護や流通の仕組みの検討等に即して、技術等情報漏えい防止措置

基準の見直しを適切に実施するとともに、認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の適切な管理及びこの指針の第2に定める事項に沿って施策を実施すること等を通じて、事業者における技術等情報漏えい防止措置の実施を促進するものとする。

第2・第3 「略」

第4 中小企業者の技術等情報漏えい防止措置の実施の促進に関し配慮すべき事項

1 「略」

2 認定技術等情報漏えい防止措置認証機関は、中小企業者の技術等情報漏えい防止措置の実施を促進するため、次に掲げる事項を踏まえて、

基準の見直しを適切に実施するとともに、認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の適切な管理及びこの指針の第2に定める事項に沿って施策を実施すること等を通じて、事業者における技術等情報漏えい防止措置の実施を促進するものとする。

第2・第3 「略」

第4 中小企業者の技術等情報漏えい防止措置の実施の促進に関し配慮すべき事項

1 「略」

2 認定技術等情報漏えい防止措置認証機関は、中小企業者の技術等情報漏えい防止措置の実施を促進するため、次に掲げる事項を踏まえて、

技術等情報漏えい防止措置認証業務を実施するものとする。

一 法第二条第二十四項第二号に掲げる業務として、確実に守るべき技術等情報の見極めや技術等情報漏えい防止措置に係る認証の取得のために必要となる事項についての指導及び助言を実施する場合には、中小企業者において過度なコストがかからないよう中小企業者の実情を適切に踏まえること。特に、技術等情報漏えい防止措置に初めて取り組む中小企業者に対しては、技術等情報漏えい防止措置基準のうちの義務項目を明確に示すこと等により、中小企業者にお

技術等情報漏えい防止措置認証業務を実施するものとする。

一 法第二条第二十四項第二号に掲げる業務として、確実に守るべき技術等情報の見極めや技術等情報漏えい防止措置に係る認証の取得のために必要となる事項についての指導及び助言を実施する場合には、中小企業者において過度なコストがかからないよう中小企業者の実情を適切に踏まえること。特に、技術等情報漏えい防止措置に初めて取り組む中小企業者に対しては、技術等情報漏えい防止措置基準のうちの必要最低限の措置の部分（技術等情報漏えい防止措置

いて過度なコストのかからない対策が何かを具体的に説明するよう努めること。

二・三 「略」

3 「略」

基準のⅠの第一から第三まで及び第四から第六までの柱書き、Ⅱの柱書き並びに技術等情報の態様に応じてⅢ、Ⅳ及びⅤの柱書きの部分をいう。)を明確に示すこと等により、中小企業者において過度なコストのかからない対策が何かを具体的に説明するよう努めること。

二・三 「略」

3 「略」

備考 表中の「」は注記である。

○技術等情報漏えい防止措置認証業務の実施の方法の一部を改正する告示 新旧

改正後	改正前
<p>技術等情報漏えい防止措置認証業務の実施の方法</p> <p>第一 基本的な技術等情報漏えい防止措置認証業務の運営</p> <p>1 [略]</p> <p>2 秘密の保護</p> <p>機関は、認証業務（法第二条第二十四項第一号に掲げる業務をいう。以下同じ。）又は指導</p>	<p>技術等情報漏えい防止措置認証業務の実施の方法</p> <p>第一 基本的な技術等情報漏えい防止措置認証業務の運営</p> <p>1 [略]</p> <p>2 秘密の保護</p> <p>機関は、認証業務（法第二条第二十四項第一号に掲げる業務をいう。以下同じ。）又は指導</p>

助言業務（同項第二号に掲げる業務をいう。以下同じ。）を実施する過程において依頼者（事業者であつて、技術等情報漏えい防止措置が技術及びこれに関する研究開発の成果、生産方法その他の事業活動に有用な情報の漏えいを防止するために必要な措置に関する基準（令和六年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第号。以下「技術等情報漏えい防止措置基準」という。以下同じ。）に適合している旨の認証を機関に求める者又は技術等情報漏えい防止措置を適切に実施するための指導及び助言を求める者をいう。以下同じ。）から取

助言業務（同項第二号に掲げる業務をいう。以下同じ。）を実施する過程において依頼者（事業者であつて、技術等情報漏えい防止措置が技術及びこれに関する研究開発の成果、生産方法その他の事業活動に有用な情報の漏えいを防止するために必要な措置に関する基準（平成三十年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第三号。以下「技術等情報漏えい防止措置基準」という。以下同じ。）に適合している旨の認証を機関に求める者又は技術等情報漏えい防止措置を適切に実施するための指導及び助言を求める者をいう。以下同じ。）から

得した情報、苦情又は異議申立ての処理の過程で機関の外部の者から取得した情報その他認証業務又は指導助言業務に関して機関の外部の者から取得した情報について、原則として全て秘密として取り扱い、法第七十二条の趣旨に即して、次に掲げる事項に従って、責任をもって管理するものとする。ただし、公知化されている情報、認証業務若しくは指導助言業務の実施若しくは苦情若しくは異議申立ての処理の過程において公知化された情報又は秘密保持に関する契約において秘密保持の対象から明確に除外されている情報については、この限りでない。

一～五 [略]

取得した情報、苦情又は異議申立ての処理の過程で機関の外部の者から取得した情報その他認証業務又は指導助言業務に関して機関の外部の者から取得した情報について、原則として全て秘密として取り扱い、法第七十二条の趣旨に即して、次に掲げる事項に従って、責任をもって管理するものとする。ただし、公知化されている情報、認証業務若しくは指導助言業務の実施若しくは苦情若しくは異議申立ての処理の過程において公知化された情報又は秘密保持に関する契約において秘密保持の対象から明確に除外されている情報については、この限りでない。

一～五 [略]

3 [略]

第二 [略]

第三 認証業務の実施のプロセス

機関は、認証業務の実施に当たっては、技術等情報漏えい防止措置基準に定められた措置のうち依頼者が講じている措置の状況を、次に掲げるプロセスにより確認していくものとする。

1 申込み

一 機関は、依頼者に、少なくとも当該依頼者が技術等情報漏えい防止措置基準に定められた措置の対象としようとする技術及びこれに関する研究開発の成果、生産方法その他の事

3 [略]

第二 [略]

第三 認証業務の実施のプロセス

機関は、認証業務の実施に当たっては、技術等情報漏えい防止措置基準のIの第二からVIIまでに定められた措置のうち依頼者が講じている措置の状況を、次に掲げるプロセスにより確認していくものとする。

1 申込み

一 機関は、依頼者に、少なくとも当該依頼者が技術等情報漏えい防止措置基準に定められた措置の対象としようとする技術及びこれに関する研究開発の成果、生産方法その他の事

業活動に有用な情報（以下「技術等情報」という。以下同じ。）の態様（技術等情報漏えい防止措置基準の I の第 2 の 2 (1) から (3) までに掲げる態様をいう。以下同じ。）及びその態様等に応じて実施することを決定した技術等情報漏えい防止措置基準に定められた措置の内容等依頼者が希望する認証の取得の範囲を含む認証業務の申込書の提出を求め、当該申込書の受領をするものとする。

三～八 [略]

2 現地審査等

一 [略]

二 機関は、依頼者に対して、技術等情報漏え

業活動に有用な情報（以下「技術等情報」という。以下同じ。）の態様（技術等情報漏えい防止措置基準の I の第 1 の 3 の態様をいう。以下同じ。）及びその態様等に応じて実施することを決定した技術等情報漏えい防止措置基準に定められた措置の内容等依頼者が希望する認証の取得の範囲を含む認証業務の申込書の提出を求め、当該申込書の受領をするものとする。

三～八 [略]

2 現地審査等

一 [略]

二 機関は、依頼者に対して、技術等情報漏え

い防止措置基準において定める義務項目を達成するために適切と考えられる手段に従って作成する文書（必要に応じて現地審査等の前に確認すべき事項等に係る文書を含む。以下この号及び第五号イにおいて同じ。）について、当該文書の有無及び当該文書における記載内容等を確認するため、当該文書の開示等を求めるものとする。

三・四 [略]

五 審査業務従事者は、現地審査等において、主に次に掲げる事項についての審査を実施し、審査報告書の作成に当たって必要となる事実等の確認をするものとする。この場合にお

い防止措置基準において求められる文書（必要に応じて現地審査等の前に確認すべき事項等に係る文書を含む。以下この号及び第五号イにおいて同じ。）について、当該文書の有無及び当該文書における記載内容等を確認するため、当該文書の開示等を求めるものとする。

三・四 [略]

五 審査業務従事者は、現地審査等において、主に次に掲げる事項についての審査を実施し、審査報告書の作成に当たって必要となる事実等の確認をするものとする。この場合にお

いて、審査業務従事者は、事実等の確認に当たっては、依頼者に機器の操作を促すこと等により、自らの行為により依頼者の資産への影響を及ぼさないように配慮するものとする。

イ 技術等情報漏えい防止措置基準において 定める義務項目を達成するために適切と考
えられる手段に従って作成する文書については、文書の有無及び内容が技術等情報漏えい防止措置基準に適合しているものであること。

ロ～ホ [略]

六～十一 [略]

いて、審査業務従事者は、事実等の確認に当たっては、依頼者に機器の操作を促すこと等により、自らの行為により依頼者の資産への影響を及ぼさないように配慮するものとする。

イ 技術等情報漏えい防止措置基準において 求められる文書については、文書の有無及び内容が技術等情報漏えい防止措置基準に適合しているものであること。

ロ～ホ [略]

六～十一 [略]

3～9 [略]

第四～第六 [略]

3～9 [略]

第四～第六 [略]

備考 表中の「」は注記である。